令和５年度愛知県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備

整備費補助金交付要綱

（通　則）

第１　愛知県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備費補助金（以下「補助金」という。）は、新型コロナウイルス感染症患者又は疑い患者（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）の入院医療を提供する医療機関（以下「入院医療機関」という。）の設置者が行う設備整備等事業に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の対象）

第２　この補助金は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を対象とし、令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和５年４月５日付け厚生労働省発医政0405第２号・厚生労働省発健0405第１号・厚生労働省発薬生0405第56号厚生労働事務次官通知）及び令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和５年５月８日付け厚生労働省発医政0508第13号・厚生労働省発健0508第１0号・厚生労働省発薬生0508第58号厚生労働事務次官通知）及び令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和５年９月29日付け厚生労働省発医政0929第５号・厚生労働省発感0929第４号・厚生労働省発医薬0929第81号厚生労働事務次官通知）に基づき、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

（１）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

入院医療機関による、令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和５年４月５日付け医政発0405第３号・健発0405第１号・薬生発0405第１号厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長及び厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）３（２）ウ（ウ）に定める確保病床等に必要な対策の内、確保病床を有しない入院医療機関における消毒等事業及び確保病床を有する入院医療機関における３（３）に定める新型コロナウイルス感染症入院医療機関等設備整備事業並びに紫外線照射装置等導入事業

（２）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

入院医療機関による、令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和５年５月８日付け医政発0508第12号・健発0508第６号・薬生発0508第４号厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長及び厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）３（２）ウ（ウ）に定める確保病床等に必要な対策の内、確保病床を有しない入院医療機関における消毒等事業及び３（３）に定める新型　コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業並びに紫外線照射装置等導入事業

（３）新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

入院医療機関等による、令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和５年４月５日付け医政発0405第３号・健発0405第１号・薬生発0405第１号厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長及び厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）３（17）に定める新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

（４）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業

　　　入院医療機関による、令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要項（令和５年９月29日付け医政発0929第23号・感発0929第3号・医薬発0929第12号厚生労働省医政局長、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長及び厚生労働省医薬局長通知）３（３）に定める新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業及び紫外線照射装置等導入事業

（交付額の算定方法）

第３　補助対象期間は、以下に定める事業を除き、令和５年４月１日から知事が別に定める日までとする。

（１）　第２（１）及び（３）に係る事業は、令和５年４月１日から令和５年５月７日までとする。

（２）　第２（４）に係る事業の補助対象期間は、令和５年１０月１日（令和５年１０月１日以降に初めて新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れた場合にはその日）から令和６年３月３１日とする。ただし、第２（４）に係る事業のうち別表４の②（個人防護具）については、当該期間のうち別表４に定める期間を補助対象期間とする。

２　補助基準額及び補助対象経費は、別表のとおりとし、次により算出された額を交付額とする。

（１）　事業ごとに別表の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない額を選定する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

（２）　（１）により選定された額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額を交付額とする。

（経費流用の禁止）

第４　事業間の経費は、相互に流用してはならない。

（申請手続）

第５　規則第３条による申請書及び添付書類の様式について、第２（１）、（３）による事業及び第２（４）による事業のうち、別表４②（個人防護具）のみの整備に係る申請は、様式１のとおりとする。また、その提出部数は、１部とする。

２　第2（２）による事業及び第２（４）による事業のうち、別表４②（個人防護具）以外の整備（併せて、別表４②（個人防護具）の申請をする場合を含む）に係る申請は、様式２のとおりとする。また、その提出部数は１部とする。

３　前各項の規定による申請書は、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

（交付の決定等）

第６　知事は、第５各項による申請があったときは、証拠書類のほか、必要に応じて申請者に対して追加資料の提出を求め、その内容の審査を行う。

２　知事は、前項の審査の結果、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする。

ただし、第５第1項に基づく申請に係る交付の決定及びその通知は補助金を交付すべきものと認めた医療機関等が指定する金融機関口座への入金をもって行うものとする。

（申請の取下げ）

第７　規則第７条に規定する、第２（２）の事業及び第２（４）の事業のうち、第５第２項に係る事業の申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第８　補助事業者は、第２（２）の事業及び第２（４）の事業のうち、第５第２項に基づく申請に係る事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ様式３による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額以内における、補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更及び補助目的を損なわない事業計画の軽微な変更については、この限りでない。

２　知事は、前項の規定により承認をする場合において、必要に応じて交付決定の　内容を変更し、又は条件を付することがある。

（補助事業の中止又は廃止）

第９　補助事業者は、第２（２）の事業及び第２（４）の事業のうち、第５第２項に基づく申請に係る事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

（事業の遅延の報告）

第10　補助事業者は、第２（２）の事業及び第２（４）の事業のうち、第５第２項に基づく申請に係る交付対象事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由を、交付対象事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第11　規則第13条に定める、第２（２）の事業及び第２（４）の事業のうち、第５第２項に基づく申請に係る事業に係る実績報告書及び添付書類の様式は、様式４のとおりとし、知事に提出するものとする。ただし、第２（１）、（３）及び（４）の事業に係る申請のうち、別表４②（個人防護具）のみの整備に係る実績報告については、様式１の申請をもってこれに代えるものとする。

２　前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた　場合を含む。以下同じ。）の日から起算して30日を経過した日又は別に定める日のいずれか早い期日までとする。

（補助金の交付）

第12　補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると　認めたときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することがある。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告）

第13　補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式５により速やかに知事に報告しなければならない。

２　前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

（電子情報処理組織による手続）

第14　第5、第７から第11及び第13の規定による手続は、それぞれに規定する書面の提出に代えて県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と手続をする者の使用に係る入出力装置として知事が告示して指定するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

２　前項の規定により行われる手続は、様式1、様式２、様式３、様式４及び様式５に記載すべきこととされている事項並びにそれぞれの条項で定めている事項を、明らかにしなければならない。

３　第１項の規定により行われた手続は、知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録された時に知事に提出されたものとみなす。

（財産処分の制限）

第15　規則第20条のただし書に規定する知事が定める期間は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

２　規則第20条第１項第２号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価30万円以上のものとする。

３　補助事業者が規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより　収入があったときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

（関係書類の整備）

第16　補助事業者は、規則第10条第１項に定める関係書類、帳簿を補助金の額の　確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後、５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は政令第14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（契約の締結）

第17　補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

（検査等）

第18　知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（実施細則）

第19　この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年７月１２日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年１月１８日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

別表

１．新型コロナウイルス感染症対策事業

　　（要綱第２（１）及び（２）に係る事業）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象品目及び基準額 | 対象経費 | 補助率 |
| 新型コロナウイルス感染症患者の入院受入をした際の消毒等  知事が必要と認めた金額  ×知事が必要と認めた入院患者数 | 消毒等に係る賃金、需用費、役務費、委託料、備品購入費 | １０／１０ |

２．（１）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

　　　　（要綱第２（１）に係る事業）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象品目及び基準額 | 対象経費 | 補助率 |
| 次により算出された額の合計額  各施設ごとに次により算出された額の合計額  133,000円  ×知事が必要と認めた病床数 | 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費 | １０／１０ |
| ①人工呼吸器及び付帯する備品  知事が必要と認めた額  ×知事が必要と認めた台数  ②個人防護具  3,600円  ×知事が必要と認めた人数分  ③簡易陰圧装置  4,320,000円  ×知事が必要と認めた病床数  ④簡易ベッド  51,400円  ×知事が必要と認めた台数  ⑤体外式膜型人工肺及び付帯する備品  知事が必要と認めた額  ×知事が必要と認めた台数  ⑥簡易病室及び付帯する備品  知事が必要と認めた額 | 設備を整備するために必要な備品購入費、使用料及び賃借料  （ただし、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に対して使用する場合に限るものとする。） |  |

（２）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

　　（要綱第２（２）に係る事業）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象品目及び基準額 | 対象経費 | 補助率 |
| 次により算出された額の合計額  各施設ごとに次により算出された額の合計額  133,000円  ×知事が必要と認めた病床数 | 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費 | １０／１０ |
| ①人工呼吸器及び付帯する備品  知事が必要と認めた額  ×知事が必要と認めた台数  ②個人防護具  3,600円  ×知事が必要と認めた人数分  ③簡易陰圧装置  4,320,000円  ×知事が必要と認めた病床数  ④簡易ベッド  51,400円  ×知事が必要と認めた台数  ⑤体外式膜型人工肺及び付帯する備品  知事が必要と認めた額  ×知事が必要と認めた台数  ⑥簡易病室及び付帯する備品  知事が必要と認めた額  ⑦ＨＥＰＡフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）  　　１施設当たり905,000円  ⑧ＨＥＰＡフィルター付パーテーション  205,000円  ×知事が必要と認めた台数 | 設備を整備するために必要な備品購入費、使用料及び賃借料  （ただし、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に対して使用する場合に限るものとする。） |

（３）紫外線照射装置等導入事業

　　（要綱第２（１）、（２）及び（４）に係る事業）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象品目及び基準額 | 対象経費 | 補助率 |
| 紫外線照射装置等導入経費  １施設当たり  ８,０００千円 | 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関において、紫外線照射装置等を導入する経費であって使用料及び賃借料、備品購入費等をいう。（ただし、新型コロナウイルス感染症患者が使用した病床及び検査室に対して消毒作業における負担軽減及び感染リスクの低減のいずれかを目的として使用するものに限る。） | １／２ |

３．新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

　　（要綱第２（３）に係る事業）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象品目及び基準額 | 対象経費 | 補助率 |
| 次により算出された額の合計額  ①超音波画像診断装置  11,000千円  ×知事が必要と認めた台数  ②血液浄化装置  6,600千円  ×知事が必要と認めた台数  ③気管支鏡  5,500千円  ×知事が必要と認めた台数  ④ＣＴ撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む）  66,000千円  ×知事が必要と認めた台数    ⑤生体情報モニタ  1,100千円  ×知事が必要と認めた台数  ⑥分娩監視装置  2,200千円  ×知事が必要と認めた台数  ⑦新生児モニタ  1,100千円  ×知事が必要と認めた台数 | 設備を整備するために必要な備品購入費、使用料及び賃借料 | １０／１０ |

４．　新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

　　　（要綱第２（４）に係る事業）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象品目及び基準額 | 対象経費 | 補助率 |
| 次により算出された額の合計額  各施設ごとに次により算出された額の合計額  133,000円  ×知事が必要と認めた病床数 | 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費 | １０／１０ |
| ①人工呼吸器及び付帯する備品  知事が必要と認めた額  ×知事が必要と認めた台数  ②個人防護具  3,600円  ×知事が必要と認めた人数分  ③簡易陰圧装置  4,320,000円  ×知事が必要と認めた病床数  ④簡易ベッド  51,400円  ×知事が必要と認めた台数  ⑤体外式膜型人工肺及び付帯する備品  知事が必要と認めた額  ×知事が必要と認めた台数  ⑥簡易病室及び付帯する備品  知事が必要と認めた額  ⑦ＨＥＰＡフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）  　　１施設当たり905,000円  ⑧ＨＥＰＡフィルター付パーテーション  205,000円  ×知事が必要と認めた台数 | 設備を整備するために必要な備品購入費、使用料及び賃借料  （ただし、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に対して使用する場合に限るものとする。） |  |

※　令和５年８月14日以前に既に新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ実績がある入院医療機関は、整備対象設備のうち、「②個人防護具」以外は、対象外とする。

また、「②個人防護具」の補助対象期間は、「新型コロナウイルス感染症の令和５年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年９月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限るものとする。